

棚卸資産評価損の計上による実務上の負担

— 2010年度棚卸資産会計に関するアンケート調査研究 —

吉 岡 正 道

序論

1. 仮説の構築

1-1. 実務上の負担

1-2. 棚卸資産評価損の計上経験

1-3. 実務上の負担と評価損の計上経験との相関関係

2. アンケート調査による仮説の検証

2-1. 卸売業・小売業における実務上の負担と評価損の計上経験との相関関係

2-2. 製造業における実務上の負担と評価損の計上経験との相関関係

結論

序論

企業会計基準委員会は、2006年7月5日に『棚卸資産の評価に関する会計基準』（以下、『棚卸資産会計基準』という）を公表し、2008年4月1日以後開始する事業年度から適用することを定めた。『棚卸資産会計基準』の適用前は、取得原価をもって棚卸資産の貸借対照表価額とし、時価が取得原価よりも下落した場合に、時価による方法を適用して算定することができるものとされてきた（『棚卸資産会計基準』23項）。このとおり、棚卸資産の貸借対照表価額に関しては、原価法と低価法の選択適用が認められてきた。

これに対して、『棚卸資産会計基準』の適用後には、低価法が強制適用となり、すべての会社は、時価が取得原価よりも下落した場合に、時価による方法が適用されることになった。ここでの時価は、公正な評価額をいい、市場価格に基づく価額をいう（『棚卸資産会計基準』4項）。なお、市場価格が観察できない場合には、合理的に算定された価額を公正な評価額とする。

（財）産業経理協会の調査研究委員会（以下、本委員会と略す）は、2010年6月に「棚卸資産会計に関するアンケート調査研究」を実施した²⁰⁾。その調査目的は、次の仮説を検証することである。

①卸売業・小売業の会社は、『棚卸資産会計基準』に従って棚卸資産の評価損を計上した経

棚卸資産評価損の計上による実務上の負担

験がある場合には、実務上の負担が増えたと認識している。

②製造業の会社は、『棚卸資産会計基準』に従って棚卸資産の評価損を計上した経験があったとしても、実務上の負担が増えなかったと認識している。

上述の調査研究目的を検証するために、本委員会は、(財)産業経理協会員(会社)を対象とするアンケート調査およびヒアリング調査を次のとおり実施した。

【調査方法】	調査票をファックスで送付し回答選択・記入式
【調査期間】	2010年6月16日～6月30日
【調査会社数】	490社
【調査票回収数】	182社(回収率 37.1%)
【事前ヒアリング】	2社
【事後ヒアリング】	4社

1. 仮説の構築

企業会計基準委員会は、棚卸資産の範囲を原則として、『連続意見書第四』に定める次の4項目のいずれかに該当する財貨または用役であると定めている(『棚卸資産会計基準』28項)。

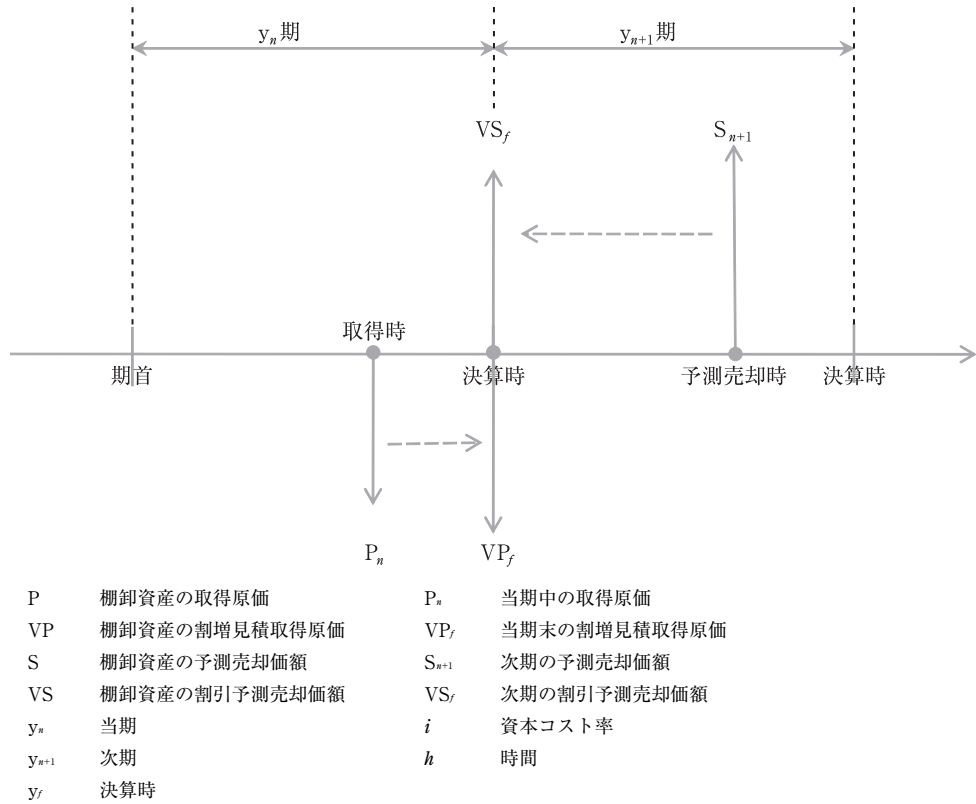
- (1) 通常の営業過程において販売するために保有する財貨又は用役
- (2) 販売を目的として現に製造中の財貨又は用役
- (3) 販売目的の財貨又は用役を生産するために短期間に消費されるべき財貨
- (4) 販売活動及び一般管理活動において短期間に消費されるべき財貨

本稿では、上述の(1)と(2)に相当する商品、製品、半製品、原材料、仕掛品などを取り上げることとする。

1-1. 実務上の負担

企業会計基準委員会は、棚卸資産への投資を将来における販売時の売価を想定し、その期待が事実となり、成果として確定した段階において、投資額が売上原価に配分される(『棚卸資産会計基準』41項)としている。この論点に従い、具体的に論述することとする(「図1」参照)。すなわち、葛飾株式会社(以下、(株)葛飾と略す)は、購買市場で y_n 期(当期)に棚卸資産を仕入価格(P_n)で取得した。当期の決算時(y_f)に売却市場で当該資産の売却時を予測し、そのときの予測売却価額(S_{n+1})を見積もることができるとする。そこで、(株)葛飾は、当期の決算時(y_f)に、予測売却価額を資本コスト率(i)と予測販売時と期末までの時間差(h)に基づき割引予測売却価額(VS_f)を算定する。たとえ、予測売却価額(S_{n+1})

図 1 棚卸資産の時価



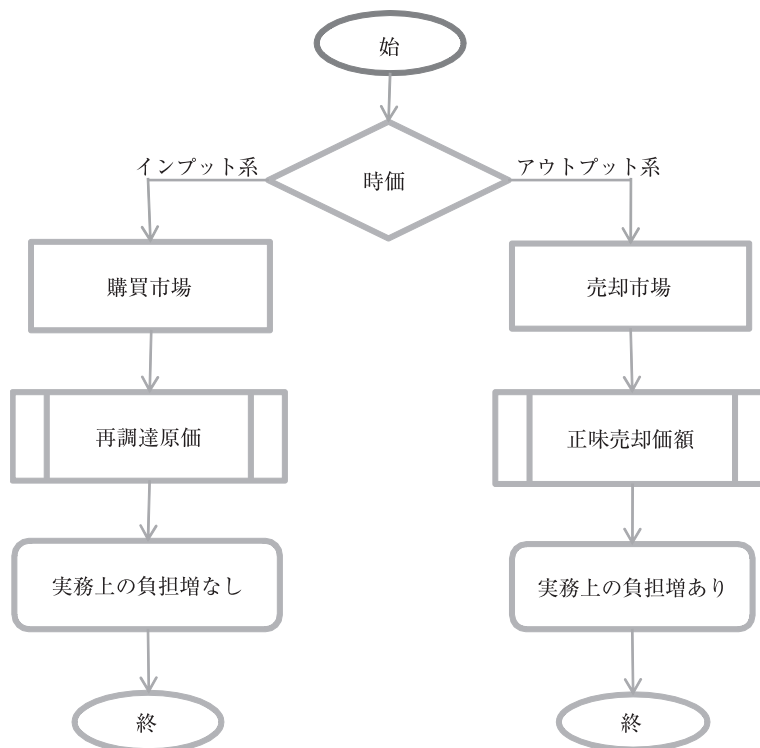
を用いるとしても、売却時の予測、予測売却価額の測定や時間価値を考慮した割引予測売却価額 (VS_f) の合理的な見積りなど、困難な場合が多い (『棚卸資産会計基準』42 項参照)。なぜなら、消費者が不特定・多数の一般売先であり、消費者のカテゴリ・購買力などを特定することが難しいからである。

これに対して、(株)葛飾は、取得原価を資本コスト率 (i) と取得時と期末までの時間差 (h) に基づき決算時の割増見積取得原価 (VP_f) を合理的に見積ることができる。なぜなら、生産者が特定仕入先であり、生産者のカテゴリ・購買力などを容易に特定できるからである。したがって、(株)葛飾は、棚卸資産の割引予測売却価額 (VS_f) と割増見積取得原価 (VP_f) の両者を算定できたとしても、前者の方が後者よりもその価額の測定が困難であり、より煩雑となり、実務上の負担が増えるものと解される。

上述のとおり、売却市場での時価は、購買市場での時価よりも入手が困難であり、合理的な見積りも難しいことが明らかになった。ここで、棚卸資産の取得原価が時価よりも下回る場合を想定する。

「正味売却価額」とは、売価 (購買市場と売却市場とが区別される場合における売却市場

ロジカルチャート1 実務上の負担プロセス



の時価) から見積追加製造原価および見積販売直接経費を控除したものをいう (『棚卸資産会計基準』5項)。なお、「購買市場」とは、当該資産を購入する場合に企業が参加する市場をいう。これに対して、「売却市場」とは、当該資産を売却する場合に企業が参加する市場をいう (「ロジカルチャート1」参照)。売却市場での時価は、一般売先との取引によって売却価額が形成されるので、予測が難しくなる。したがって、実務上の負担が増えることになる。

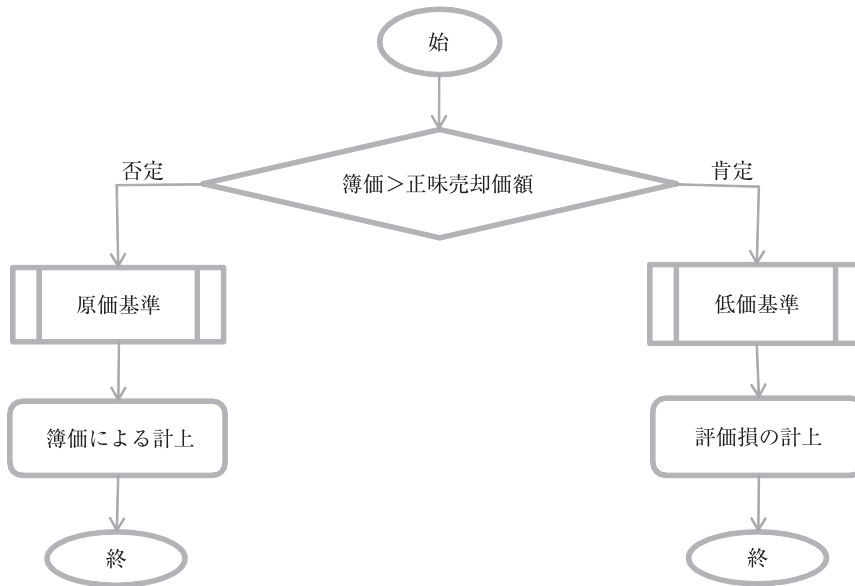
これに対して、「再調達原価」とは、購買市場と売却市場とが区別される場合における購買市場の時価に、購入に付随する費用を加算したものをいう (『棚卸資産会計基準』6項)。購買市場での時価は、特定仕入先との取引によって購買価額が形成されるので、予測が易くなる。したがって、実務上の負担が増えないことになる。

つまり、期末時点の棚卸資産評価額として再調達原価から正味売却価額に変更されたことによる、会社における実務上の負担 (例えば、作業などの追加業務) に影響があるといえる。

1-2. 棚卸資産評価損の計上経験

企業会計基準委員会は、棚卸資産の場合には、固定資産のように使用を通じて、また、債権のように契約を通じて投下資金の回収を図ることは想定されておらず、通常、販売によ

ロジカルチャート 2 評価損の計上プロセス



てのみ資金の回収を図る点に特徴があるとみている（『棚卸資産会計基準』37項）。このとおり投資の回収形態の特徴を踏まえると、評価時点における資金回収額を示す棚卸資産の正味売却価額が、その帳簿価額を下回っているときには、収益性が低下していると考え、帳簿価額の切下げをおこなうことが適当である（「ロジカルチャート2」参照）。

通常の販売目的で保有する棚卸資産について、収益性の低下による簿価切下額（前期に計上した簿価切下額を戻し入れる場合には、当該戻入額相殺後の額）は「売上原価」とするが、棚卸資産の製造に関連し不可避免的に発生すると認められるときには「製造原価」として処理する（『棚卸資産会計基準』17項）。

なお、帳簿価額が正味売却価額より下回らなかったならば、評価損を計上せず、帳簿価額をそのまま引き継ぐことになる（「ロジカルチャート2」参照）。

つまり、棚卸資産の評価基準として低価法が強制適用されたので、会社は、2008年4月1日以後の事業年度に「収益性が低下した場合における簿価切下げ」のときに、評価損を計上する経験があったといえる。

1-3. 実務上の負担と評価損の計上経験との相関関係

卸売業・小売業の会社（ C_1, C_2, \dots, C_i ）において、商品などの購買市場に参加する生産者は特定仕入先（ S_1, S_2, \dots, S_k ）であるけれども、売却市場に参加する消費者は一般売上先（ P_1, P_2, \dots, P_m ）であることから、正味売却価額に基づく簿価切下額を計上すると、その価額の算定が難しく、合理的な見積りが難しくなる（「図2」参照）。したがって、本稿は、「仮説 H₁：卸売業・小

図2 仕入先と売上先の範疇

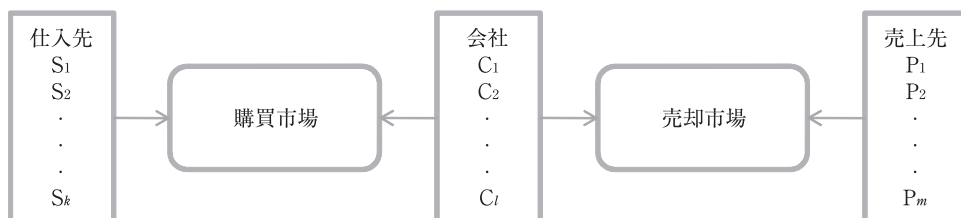


表1 取引先の種類

業種 \ 市場	購買市場	売却市場
卸売業・小売業	特定仕入先	一般売上先
製造業	特定仕入先	特定売上先

売業の会社は、『棚卸資産会計基準』に従って棚卸資産の評価損を計上した経験がある場合には、実務上の負担が増えたと認識している。」と立てることとする。

これに対して、製造業の会社 (C₁, C₂, ..., C_i) において、製品などの購買市場に参加する生産者は特定仕入先 (S₁, S₂, ..., S_k) であり、売却市場に参加する消費者は特定売上先 (P₁, P₂, ..., P_m) であることから、正味売却価額に基づく簿価切下額を計上しても、その価額の算定が易しく、合理的な見積りができる (「図2」参照)。したがって、本稿は、「仮説 H₂ : 製造業の会社は、『棚卸資産会計基準』に従って棚卸資産の評価損を計上した経験があったとしても、実務上の負担が増えなかったと認識している。」と立てることとする。

2. アンケート調査による仮説の検証

本アンケート調査では、日本経済新聞社による会社の業種 (28分類) で分類していた。ところが、回収された調査票回収数は182社にとどまり、各業種の標本数が少なかった。そこで、本アンケート調査の【問1. 業種】を、帝国データバンクの業種分類 (7分類) に従い「4. 製造業」「5. 卸売業・小売業」に組み替えることにした (「表2」参照)。なお、本稿のデータ処理については、統計用ソフトのSPSSを使った。

2-1. 卸売業・小売業における実務上の負担と評価損の計上経験との相関関係

卸売業・小売業に分類される会社 (18社) について、【問5 棚卸資産会計基準での評価損計上】と【問7 実務上の負担】の相関係数を検定した。その結果、Pearsonの相関係数は、0.000の有意確率で0.797となる。したがって、仮説 H₁ が支持されたことになる。つまり、

表 2 製造業と卸売業・小売業の分類

帝国データバンクによる分類	日本経済新聞社による分類
4. 製造業	2. 鉱業 4. 食品 5. 繊維 6. パルプ・紙
	7. 化学 8. 石油・石炭製品 9. ゴム製品 10. 窯業 11. 鉄鋼
	12. 非鉄金属 13. 金融製品 14. 機械 15. 電気機器
	16. 運送用機器 17. 精密機器 18. その他製品
5. 卸売業・小売業	19. 商業

表 3 相関係数（卸売業・小売業）

		問 5 棚卸資産会計基準 での評価損計上	問 7 実務上の負担
問 5 棚卸資産会計基準での 評価損計上	Pearson の相関係数	1	0.797
	有意確率（両側）		0.000
	N	18	18
問 7 実務上の負担	Pearson の相関係数	0.797	1
	有意確率（両側）	0.000	
	N	18	18

** 相関係数は 1%水準で有意（両側）です。

表 4 相関係数（製造業）

		問 5 棚卸資産会計基準 での評価損計上	問 7 実務上の負担
問 5 棚卸資産会計基準での 評価損計上	Pearson の相関係数	1	0.256
	有意確率（両側）		0.007
	N	112	111
問 7 実務上の負担	Pearson の相関係数	0.256	1
	有意確率（両側）	0.007	
	N	111	111

** 相関係数は 1%水準で有意（両側）です。

商品などの売却市場での価格が激しく動き、卸売業・小売業は、商品などの正味売却価額を算定することが難しいと実感していると解される。

2-2. 製造業における実務上の負担と評価損の計上経験との相関関係

製造業に分類される会社（111社）について、【問 5 棚卸資産会計基準での評価損計上】と【問 7 実務上の負担】の相関係数を検定した。その結果、Pearson の相関係数は、0.007 の有意確率で 0.256 となる。したがって、仮説 H_2 が支持されたことになる。つまり、製品などの売却市場での価格があまり動かず、製造業は、製品などの正味売却価額が再調達原価と歩調

棚卸資産評価損の計上による実務上の負担

を合わせて動いているので、正味売却価額を算定することが易しいと実感していると解される。

結論

以上、棚卸資産の時価を再調達原価から正味売却価額に変えたことで、実務上の負担が増えたことを検討してきた。

売却市場での売上先のカテゴリー、購買力などを把握することは、購買市場での仕入先のカテゴリー・購買力などを把握することよりも難しく、合理的に予測できない。これに対して、購買市場での仕入先のカテゴリー・購買力などを把握することは、売却市場での売上先のカテゴリー・購買力などを把握することよりも易しく、合理的に予測できる。したがって、棚卸資産の時価は、正味売却価額よりも再調達原価の方が容易に入手でき、算定が可能である。

しかも、売却市場を業種別にみると、棚卸資産の正味売却価額を適用することによる実務上の負担が異なることが明らかになった。仮説 H₁である「卸売業・小売業の会社は、『棚卸資産会計基準』に従って棚卸資産の評価損を計上した経験がある場合には、実務上の負担が増えたと認識している。」が検証された。また、仮説 H₂である「製造業の会社は、『棚卸資産会計基準』に従って棚卸資産の評価損を計上した経験があったとしても、実務上の負担が増えなかったと認識している。」が同様に検証された。

注釈

(注) 本調査委員会は、「棚卸資産会計に関するアンケート調査」の趣旨書を次の文面で(財) 産業経理協会員に送付した。

棚卸資産会計に関するアンケート調査研究のお願い

謹啓 若葉青葉をわたる風も快く感じられます。企業の皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、『棚卸資産の評価に関する会計基準』(以下、『棚卸資産会計基準』と略する)が平成20年4月1日以後に開始する事業年度から適用されております。この適用では低価法についての捉え方が次のとおり変更されたものと解されます。すなわち、棚卸資産の取得原価が期末時価よりも低いときには、低価法を強制し、そのときの時価を再調達原価から正味売却価額へと変更し、かつ、評価損を「売上原価」に表示しなければならなくなりました。

上述のとおり『棚卸資産会計基準』の改訂は、経理担当されている皆様にとりましては、

その対応に追われているものと推測しております。このような状況のもとで、「棚卸資産会計に関するアンケート調査研究」をおこなうこととしました。この調査研究において、経理担当者が『棚卸資産会計基準』に対してどのような意識をもっておられるのかをお伺いすることといたしました。

ご多忙の折恐縮に存じますが、何卒アンケートの趣旨をご理解いただきご協力賜りますようお願い申し上げます。末筆ではございますが、皆様のより一層のご発展を祈念いたします。

謹白

2010年6月16日

(財) 産業経理協会調査研究委員会

アンケート項目と単純集計

本アンケート調査票は、13問から成り立っている。本稿に必要な調査票を抜粋した。

【問1】 貴社の業種を下記の日経分類の中からお選びください。

0. 無回答 2社	1. 水産・農林 0社	2. 鉱業 1社	3. 建設 10社	4. 食品 22社	5. 繊維 0社
6. パルプ・紙 2社	7. 化学 25社	8. 石油・石炭製品 4社	9. ゴム製品 2社	10. 窯業 4社	11. 鉄鋼 3社
12. 非鉄金属 3社	13. 金属製品 3社	14. 機械 7社	15. 電気機器 16社	16. 輸送用機器 8社	17. 精密機器 4社
18. その他製品 8社	19. 商業 18社	20. 金融・保険 5社	21. 不動産 6社	22. 陸運 4社	23. 海運 1社
24. 空輸 0社	25. 倉庫・運輸関係 9社	26. 通信 3社	27. 電気・ガス 2社	28. サービス計 10社	182社

【問2】 貴社の直近の売上高（個別財務諸表における直近の年度末）をお教えください。

売上高の平均 396,553 百万円

【問3】 貴社の直近の資本金額（個別財務諸表における直近の年度末）をお教えください。

資本金額の平均 47,304 百万円

【問5】 貴社は、平成20年4月1日以後の事業年度に「収益性が低下した場合における簿価切下げ」に基づく評価損を計上した経験がありますか。

棚卸資産評価損の計上による実務上の負担

1. ない	48社
2. ある	133社
無回答	1社
計	182社

【問7】 期末時の評価額として再調達原価から正味売却価額に変更されたことによる、貴社における実務上の負担（たとえば、作業などの追加業務）に影響がありましたか。

1. 全くない	19社
2. ない	26社
3. あまりない	44社
4. 概ねあり	24社
5. あり	46社
6. 大いにあり	20社
無回答	3社
計	182社

参考文献

1. 吉岡正道・徳前元信・大野智弘・野口教子 [2010] 「棚卸資産評価基準の改正に伴う会計実務への負担－2010年度棚卸資産会計に関するアンケート調査研究－」『産業経理』Vol.70 No.3 pp.173～187 産業経理協会。
2. 吉岡正道 [2010] 『固定資産評価論』森山書店。
3. 氏原茂樹・徳前元信・吉岡正道 [2010] 『会计学』森山書店。
4. 吉岡正道・杉山晶子 [2009] 『簿記システム論』税務経理協会。
5. 武田隆二 [2008] 『最新財務諸表論・第11版』中央経済社。
6. 吉岡正道・徳前元信・杉山晶子 [2009] 「税効果会計適用の変遷（2002～2008年）」『産業経理・別冊・調査研究シリーズⅢ』産業経理協会。
7. 企業会計基準委員会 [2006] 企業会計基準第9号『棚卸資産の評価に関する会計基準』。
8. 吉岡正道・徳前元信・杉山晶子・千葉啓司 [2005] 「新会計基準への企業の対応（1998～2003年）」『産業経理・別冊・調査研究シリーズⅡ』産業経理協会。

あとがき

1983年の2月に、私は、フランスに遊学した後、帰国しました。帰国前に、日本で経済学部3年次編入試験を実施する大学を調べましたところ、上智大学の経済学部と東京経済大学の経済学部しか募集していませんでした。帰国後、入学願書を請求したところ、上智大学経済学部は募集を停止したことを知りました。したがって、東京経済大学経済学部を受験しま

した。当時の受験科目は、小論文と外国語でした。外国語は、フランス語でも受験できましたので、私は、フランス語を選びました。そのときの出題者が高山朋子先生、島田和夫先生だったと思われます。後日、島田先生からは、試験結果の出来・不出来についてはなにも触れませんでした、「変わった奴が受験したので、採ってやった。」とお聞きしました。この後、ゼミや外書講読の縁で高山先生、島田先生とは卒業後もお会いする機会に恵まれてきました。

1985年12月に日本会計研究学会関東部会が東京経済大学で開催されました。そのときに、高山先生が3名の報告者に質問している姿をみました。高山先生は、報告書の内容、参考文献などを事前に調べあげ、質問されていたと思います。報告者がたじろく姿をみて、初めて学会の厳しさを知りました。

高山先生には、私に大学院に進むなら明治大学大学院などに行きなさいと勧めて頂きました。当初は、その重要性を認識していませんでした。今、思うと、あのときのアドバイスが私の研究生生活の道しるべになりました。後日、高山先生が執筆された『現代減価償却論』を読み、感銘を受けたことを覚えています。

留学時に高山先生に紹介され、仏滞在中、大変、お世話になったアラン・ビュロー先生（フランスのConservatoire National des Arts et Métiers）は、2001年にご夫妻で日本に来られたおり、私も高山先生の別荘に招かれました。三菱のパジェロに乗って伊豆の小高い山道を登っていった記憶があります。山の上から眺めた風景は、都会での雑駁な日常生活を忘れさせるほど、快適な空間でした。

研究者として25年が過ぎようとしています。その間、高山先生には、執筆した原稿、著書をお贈りしてきました。必ずお礼状が届きます。その中に、常にひと言、厳しいコメントが含まれています。その批評に耐えうる論理を構築しなければと、日夜、努めています。

—— 2010年11月30日受領 ——